

1

質問	税務証明書の手数料はいくらですか。
答え	1件200円になります。(住宅用家屋証明書は1,300円) ただし、固定資産税の評価及び公課証明書の場合は筆(棟)が1件増えるごとに50円ずつ加算します。 また、税務証明書は各年度、所有者等に分かれて発行されます。 例) 令和2年から令和4年度までの所得証明書は各年度1枚ずつ発行されるので、1件200円が3枚なので合計で600円となります。

2

質問	代理人が税務証明書を申請する場合は何が必要ですか。
答え	申請人となる代理人の身分証明書(郵送申請の場合は身分証明書の写し)と、税務証明書が必要な方の委任状が必要となります。 また、同一世帯の夫婦の場合は配偶者の委任状は省略できます。

3

質問	税務証明書の申請書に押印は必要ですか。
答え	申請者が本人の税務証明書である場合は、押印不要となります。また、同一世帯の夫婦の場合も配偶者の税務証明書を申請する時は押印不要となります。 ただし、同一世帯であっても親子、兄弟間で代理申請する場合や、単身赴任等で別世帯の夫婦であれば委任状が必要となります。

4

質問	法人の税務証明書を申請するときは、押印が必要ですか。
答え	法人の会社名入りの代表者印が必要となります。

5

質問	身分証明書とはどのようなものですか。
答え	①申請者の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)であれば1点 ②顔写真が入っていない場合(保険証、介護保険証、年金手帳、社員証等)は2点 ①または②の身分証で確認することとなります。郵送申請の場合は身分証明書の写しが必要になります。

6

質問	税務証明書の郵送申請には何が必要ですか。
答え	①申請書、②身分証明書の写し、③切手付きの返信用封筒、④税務証明書の手数料分に応じた定額小為替を同封してください。また、定額小為替は郵便局で購入することができます。 ※死亡者の税務証明書が必要な場合は、①から④までの他に必要なものがありますので、質問の9番をご確認ください。

7

質問	税務証明書の郵送申請先はどちらですか。
答え	税務証明書の郵送申請先は、 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 薩摩川内市役所税務課 税制グループ 宛 』になります。

8

質問	所得証明書と課税証明書、所得課税証明書は何が違いますか。
答え	①『市県民税課税証明書』は、その年度の市県民税課税額のみが表示となります。 ②『所得課税証明書』は、所得額（給与収入額等）と市県民税課税額両方が表示されます。 ③『所得証明書』は、所得額（給与収入額等）のみが表示となります。

9

質問	亡くなった人の税務証明書が必要ですが、何が必要ですか。
答え	死亡者（被相続人）の死亡日が記載された戸籍（除籍）謄本の写しと、申請者（相続人）との相続関係がわかる戸籍謄本の写しが必要となります。 ただし、申請者（相続人）が死亡者（被相続人）の納税代表者に登録されている場合は、双方の戸籍謄本の写しは不要です。

10

質問	固定資産税と市県民税の税務証明書の発行年度の基準を教えてください。
答え	①固定資産税はその年の1月1日時点での課税となります。税務証明書の発行は4月1日からとなります。 例) 令和5年度分は令和5年1月1日が基準日となり、令和5年4月1日から税務証明書の発行となります。 ②市県民税はその年の1月1日時点にお住いの市町村で前年の1月から12月までの収入状況等に応じて課税されます。税務証明書の発行はその年の6月1日からとなります。 ただし、未申告者は税務証明書等の発行はできません。 例) 令和5年度分は令和5年1月1日が基準日となり、令和5年6月1日から税務証明書の発行となります。

11

質問	薩摩川内市の税金を払ったが、納税証明書にはすぐに反映されますか。
答え	お支払いされた納付方法にもよりますが、システム上で確認できるまで約2~3週間かかります。 ※QRコードを利用した共通納税システムをご利用された場合は、さらに時間がかかるようです。 納税されてすぐに証明書等が必要な場合は、支払い済の領収印が押印されてある領収書や取引済のスマートフォン等の画面により確認しますので、申請書に合わせてご持参してください。

12

質問	過去に分で税金の未納がありますが、滞納がない証明書は出せますか。
答え	滞納がない証明書は、申請日時時点で過去に滞納がない方のみ交付が可能となります。 また、市の補助金申請に添付する滞納がない証明書は補助金申請書の写しを提出していただければ、手数料の200円は無料扱いになります。

12

質問	地番からその土地の所有者等を調べたいのですが、可能ですか。
答え	1冊あたりの手数料は200円で土地台帳を閲覧すれば、調べることは可能です。また、地番等が不明の場合でも、まずは地籍集成図を手数料200円で取得されてから、調べたい土地の地番を把握後に土地台帳の閲覧をすれば可能です。 ただし、薩摩川内市合併前の旧町村の土地台帳は各支所に保管してあります。 また、法務局からの登記簿をもとに順次追加、修正を行っているので、最新の情報が反映されるまで2、3カ月かかります。 例) 東郷町の土地台帳は東郷支所に、上甕町の土地台帳は甕島振興局に置いてあります。

13

質問	所有している土地の場所を確認したいのですが。
答え	本庁・各支所の税務窓口では1枚(手数料200円)で地籍集成図(地籍図)の発行できます。また、地籍図の形状は、その年の1月1日時点を基準として、下のような白地図となっており、表示される内容は境界線と地番だけとなり、それ以外の所有者等の表示はありません。 郵送申請する場合は、所在地番の記載のほかに、縮尺等の希望がありましたら、その旨も申請書に記入してください。特に希望がなければA3サイズの用紙に1/1000の縮尺で発行します。
	